

(別記)

覺書

今般株會社日本印刷局従業員、労働争議ハ練馬警察署、轄
旋ニ依リ本日九記條件ヲ以テ円満解決シタルニ就テハ覺書考
通ヲ作製シ各當事者ニ於テ迄通宛保持スルモノトス

記

一、宮久ノ解雇ヲ承認スルコト

二、口頭嘆願(物價手當四日分)ハ撤回スル事

三、一宮久ノ解雇手當其ノ他トシテ金港井(金貳百円也)ヲ
支給スルモノトス

四、従業員ノ定額系結ニ就テハ會社側ニ於テ必ス考慮スルコト

昭和拾叁年七月拾叁日

會社側社長

従業員側代表

組合員側代表

立會ハ練馬警察署長

小林 浩 齋 門 正 報 治 部 印
橋本 永 正 報 治 部 印
前原 泰 治 部 印

特勞三親第一二三郎

昭和十三年七月二十六日

警視總監 安倍源 基

内務大臣 末次信正 殿
厚生大臣 木戸幸一 殿

堀内印刷所、労働争議ニ関スル件 (養生ニ解決)

要旨

小此木勇外二名ハ前掲印刷所ニ在リテハ、又違三小此木勇外二名ノ第一要求同職ニ於テ勞務改善ニセリカ
ルル等ニ名ニ退散ヲ決定シ今俸支給セリ、未退散手當ニ支給ラセシ事トナリ七月九日、内閣府
標記印刷所ニイリテハ、物價騰貴ニヨル賃上要求問題ニ發端労働
争議發生並解決セルカ其、状況左記、通りニ有之

一、争議發生ノ場所

